

経済レポート

消費税率引き上げが個人消費に与える影響

～前回、前々回の増税時の振り返りと今回の見通し～

調査部 研究員 藤田 隼平

- 消費税率 10%への引き上げはこれまで 2 度延期されてきたが、現時点で政府はリーマン・ショック級の出来事が起きない限り増税の再々延期は行わず、予定どおり 2019 年 10 月に消費税率を引き上げる方針を表明している。
- 過去、消費税率が引き上げられた 1997 年と 2014 年の個人消費の動きを見ると、いずれにおいても、消費税率引き上げ前後のタイミングで大きな変動が生じている。こうした消費の大きな変動は、① 駆け込み需要と反動減（代替効果）、② 消費税率の引き上げにより物価が上昇することに伴う実質所得の減少による効果（所得効果）の 2 つの要因によって説明できる。
- 駆け込み需要を年度最終四半期と当該年度の平均値との乖離（いわゆる年度の「ゲタ」）と定義すると、1997 年の増税時は 1.3 兆円（年率）、2014 年は 3.3 兆円（年率）程度の駆け込み需要が生じたとみられる。また、家計の実質可処分所得の減少による消費の下押し額は、1997 年の増税時は▲3.5 兆円（年率）、2014 年は▲5.4 兆円（年率）程度の規模に上ったと考えられる。
- 今回、2019 年 10 月の消費税率引き上げに際し、駆け込み需要は過去 2 回の増税時の平均的な規模である 2.6 兆円（年率）程度と想定される。また、増税後 1 年間における家計の実質可処分所得の減少による消費の下押し額は▲1.3 兆円（年率）程度と、食料品等への軽減税率の導入や各種給付策が準備されていることもあり、前回、前々回と比べると小さな規模にとどまると考えられる。
- 今回の消費税率引き上げ前後における個人消費の見通しについて、一定の仮定を置くことでベースラインとなる動きを機械的に試算すると、2019 年度の実質個人消費は前年比+0.5%程度の増加が見込まれる。翌 2020 年度は、経済対策の効果が徐々に剥落することもあり、前年比+0.3%程度の増加と緩やかな持ち直しにとどまると見込まれる。
- 総じて見れば、個人消費の腰折れは回避できるとみられるが、増税前後の消費の動きは、増税時の雇用・所得環境や株式市場の動向などファンダメンタルな要素に左右される部分もあり、不確実性が大きい。人口減少の本格化など構造的な要因もあり、消費税率引き上げ後の個人消費の持ち直しが想定より下振れるリスクにも注意が必要である。

1. 2019年10月に消費税率が引き上げられる見通し

2018年10月、政府は2019年10月に消費税率を現行の8%から10%へ引き上げる方針を改めて表明した。振り返ると、消費税は1989年に竹下内閣の下で導入され、1997年には橋本内閣の下で3%から5%へと引き上げられた（図表1）。2012年には野田内閣の下、2014年4月に8%、2015年10月に10%へ引き上げる法案が成立し、2014年4月に安倍内閣の下で8%へと引き上げられた。しかし、当初2017年4月に予定されていた10%への引き上げについては、その後の国内景気の悪化を受けて2017年4月へ一度目の延期が行われ、さらに2016年6月には、Brexit等を端緒とした海外景気の失速を背景に、2019年10月へ二度目の延期がなされていた。足元で米中貿易摩擦を背景に内外景気の先行き不透明感が強まる中、増税再々延期の可能性を指摘する報道も一部にはあるが、現時点で政府は、リーマン・ショック級の出来事が起きない限り消費税率を引き上げるとの方針を変えていない。

図表1. 消費税率引き上げの歴史

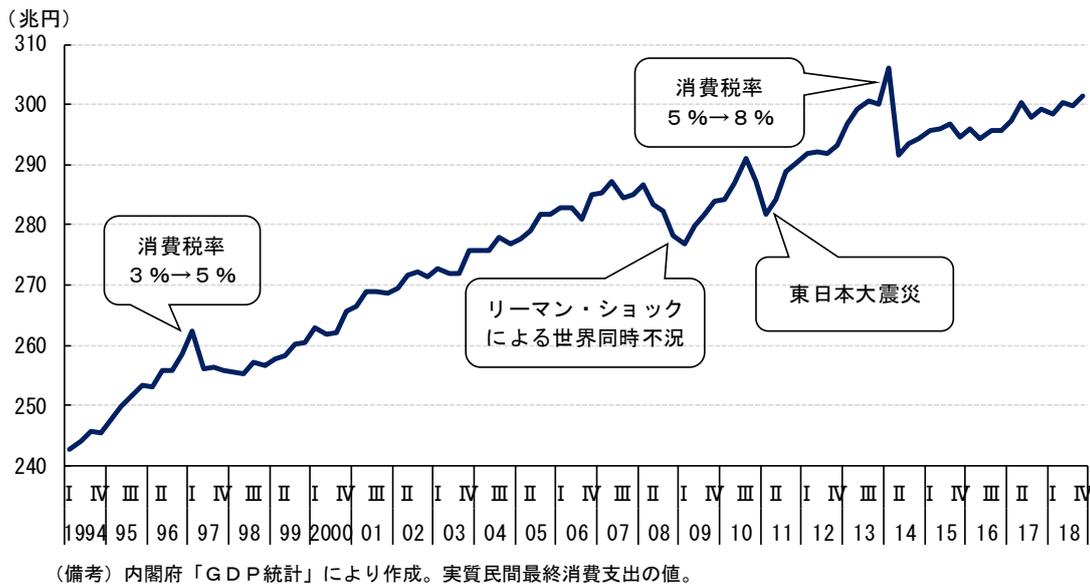
内閣	年月	消費税の歴史（概要）
竹下内閣	1988年12月	消費税法成立
	1989年4月	消費税の導入開始（税率3%）
村山内閣	1994年11月	消費税率を3%から5%へ引き上げる（うち1%は地方消費税の導入）法案が成立
橋本内閣	1997年4月	消費税率が3%から5%へ引き上げられる
野田内閣	2012年6月	消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%へ引き上げる法案が成立
安倍内閣	2014年4月	消費税率が5%から8%へ引き上げられる
	2014年11月	2015年10月の消費税率引き上げを2017年4月へ延期を表明
	2016年6月	2017年4月の消費税率引き上げを2019年10月へ延期を表明
	2018年10月	2019年10月に消費税率を引き上げる方針を改めて表明

（備考）各種報道発表資料等をもとに作成。

過去、消費税率が引き上げられた1997年と2014年の個人消費の動きを見ると、いずれにおいても、消費税率引き上げ前後のタイミングで大きな変動が生じている（図表2）。このような変動は経済全体に大きな調整コストをもたらすため、望ましいことではない。

今回の消費税率引き上げに際し、政府は家計の負担を軽減するための対策や駆け込み需要を均すための施策を準備しているが、果たして、消費の大きな変動を抑えることはできるのだろうか。本稿では、1997年と2014年の増税時における個人消費の動向を振り返るとともに、2019年10月の消費税率引き上げが消費に与える影響について見通しを述べることにしたい。

図表 2. 実質個人消費の長期推移



2. 1997年と2014年の消費増税時における消費の動向

一般に、消費税率の引き上げは、①駆け込み需要と反動減（代替効果）、②消費税率の引き上げにより物価が上昇することに伴う実質所得の減少による効果（所得効果）の2つの経路を通じて、個人消費に影響を及ぼすと考えられる¹（図表3）。

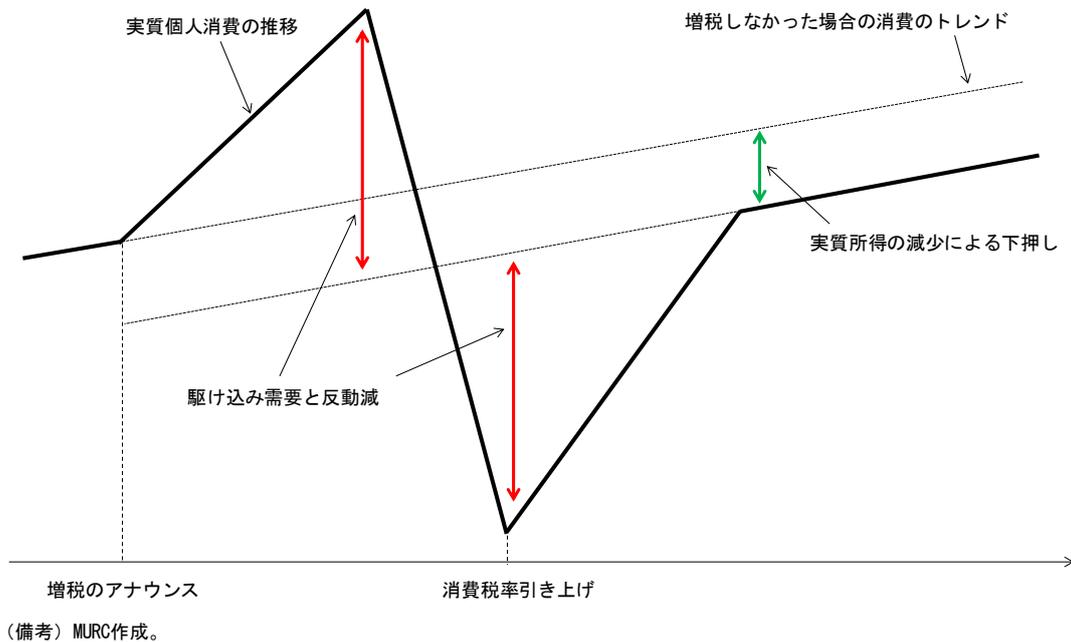
駆け込み需要とは、消費税率の引き上げにより商品やサービスの価格が上がることを予期した家計が、将来時点で行う予定であった消費を増税前に前倒して行う行動を指す。あくまでも消費の前倒しであるため、増税後には駆け込み需要と同程度の消費の落ち込み（反動減）が生じる。

また、実質所得の減少による効果とは、消費税率引き上げにより物価が上昇することで、家計の実質的な所得が減少し、消費が抑制されることを指す。仮に、家計が現在の所得だけでなく、将来時点の所得も考慮して現時点の最適な消費水準を決定しているのであれば、増税がアナウンスされた時点で家計は実質的な生涯所得の減少を認識し、自らの消費行動を修正しようとするため、実際に消費税率が引き上げられる前から、消費を下押しする要因となる。もっとも、増税前に実質所得の減少を家計がどの程度まで織り込んでいるかを実際に計測するのは困難なため、本稿では実質所得の減少は増税後にのみ生じるものと仮定する。

以下では、①駆け込み需要と反動減、②実質所得の減少による効果の2つの観点から、1997年と2014年の増税時の個人消費の動向を確認していく。

¹ 代替効果と駆け込み需要（反動減）は厳密に区別される場合もあるが、本稿では両者の違いを特に意識せず、増税直前期の消費の盛り上がりをもとめて駆け込み需要と呼ぶ。なお、代替効果は消費税率が低い時点の消費を増やし、高い時点の消費を減らす効果を表すが、標準的なモデルでは、この効果は期間を通じて一様に発生するため、特に消費増税直前期に需要が顕著に盛り上がる現象（駆け込み需要）を厳密には説明できない（小林（2014））。例えば、宇南山（2018）では、駆け込み需要を「時点間の裁定効果」、代替効果を「異時点間の代替効果」と呼び、互いに区別している。

図表 3. 消費税率引き上げと個人消費の関係（概念図）

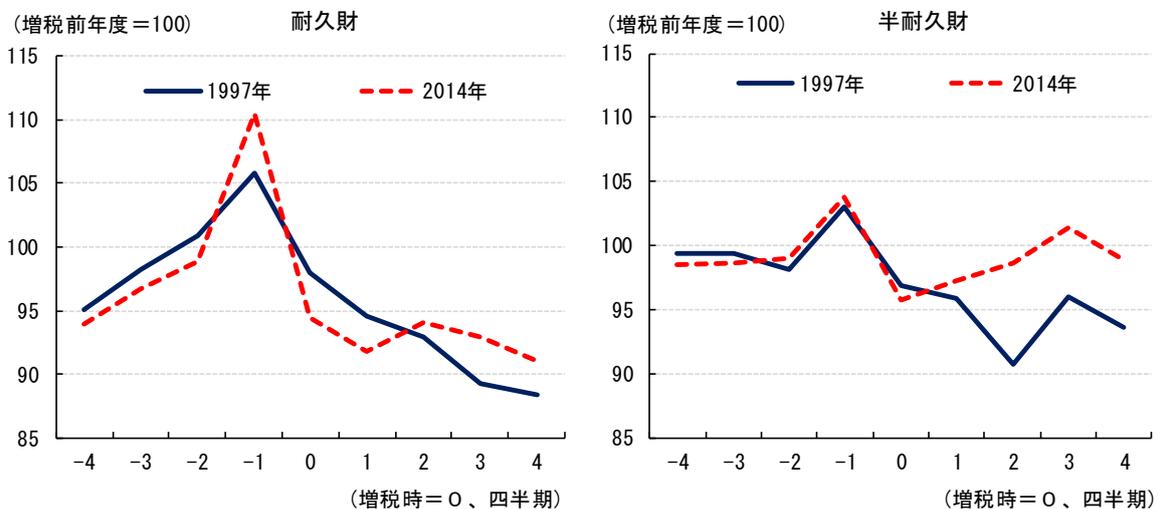


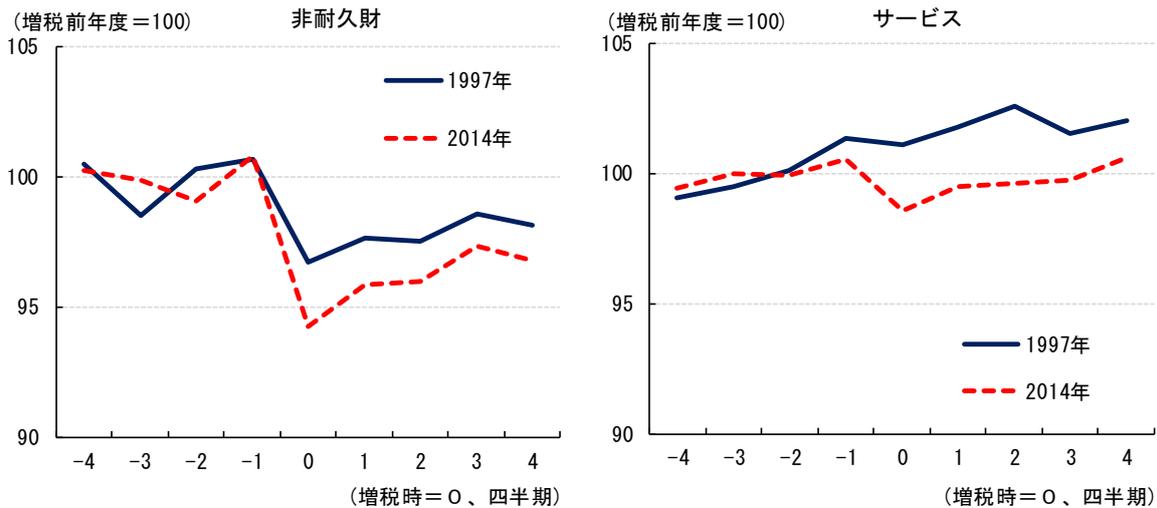
（1）駆け込み需要と反動減

駆け込み需要は将来時点の需要の先食いであるため、必ずしも購入と利用が同時点である必要のない耐久性の高い財ほど駆け込み需要は生じやすいと考えられる。例えば、夏のキャンプで使うためのテントを増税前に前倒して春時点で購入しておくことは考えられるが、キャンプの夕食に使う予定の肉や野菜を増税されるからといって春に購入して保存しておく人は少ないだろう。旅行やレジャーなどのサービス消費についても、そもそも消費のタイミングが重要であるため、駆け込み需要は起こりにくい。

実際、1997年と2014年の増税前後の財・サービス別の消費動向を見ると、増税直前に大きな駆け込みが見られるのは耐久財と半耐久財で、非耐久財とサービスについてはトレンドから乖離するような目立った動きは確認できない（図表 4）。

図表 4. 消費税率引き上げ前後の財・サービス別の消費動向

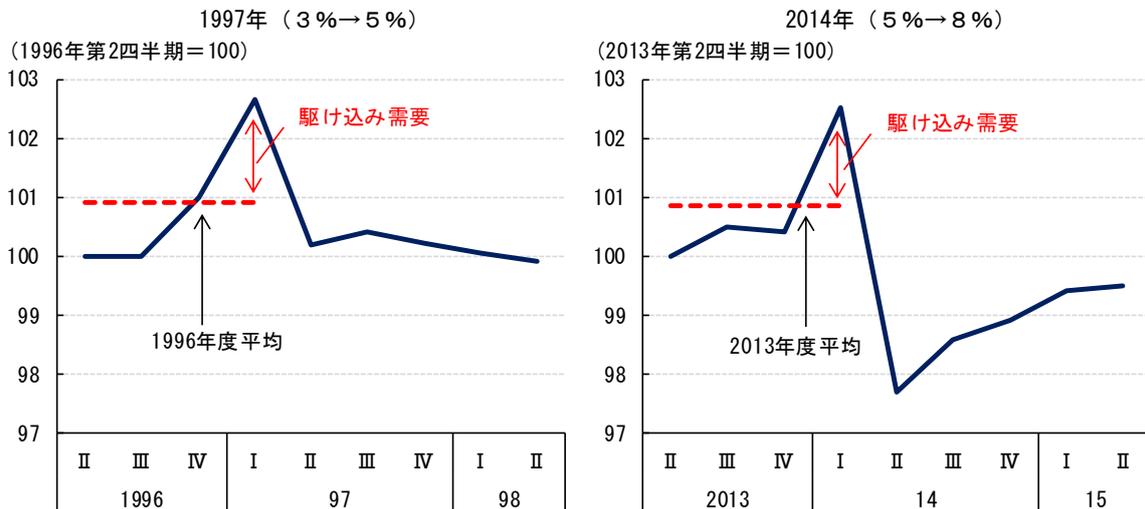




(備考) 1. 内閣府「GDP統計」により作成。
 2. 実質季節調整値をもとに、それぞれ1996年度と2013年度の平均値を100とした値。

駆け込み需要の計測には、消費関数による推計のほか、各種フィルタリング法を用いて抽出したトレンドからの乖離をもとに計算する方法など様々な手法が用いられるが、直感的にはやや分かりにくい面もある。本稿では、より単純に、消費税率引き上げ直前の盛り上がり特に大きいことに着目し、年度最終四半期(1-3 月期)と当該年度の平均値との乖離(いわゆる年度の「ゲタ」)を駆け込み需要の規模と定義する(図表5)。

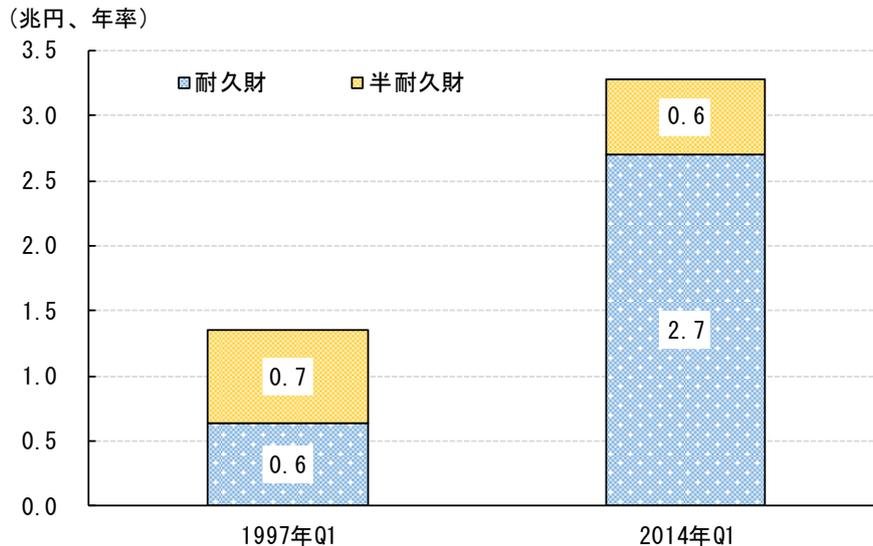
図表5. 消費税率引き上げ前後の消費動向



(備考) 内閣府「GDP統計」により作成。実質国内家計最終消費支出の値。

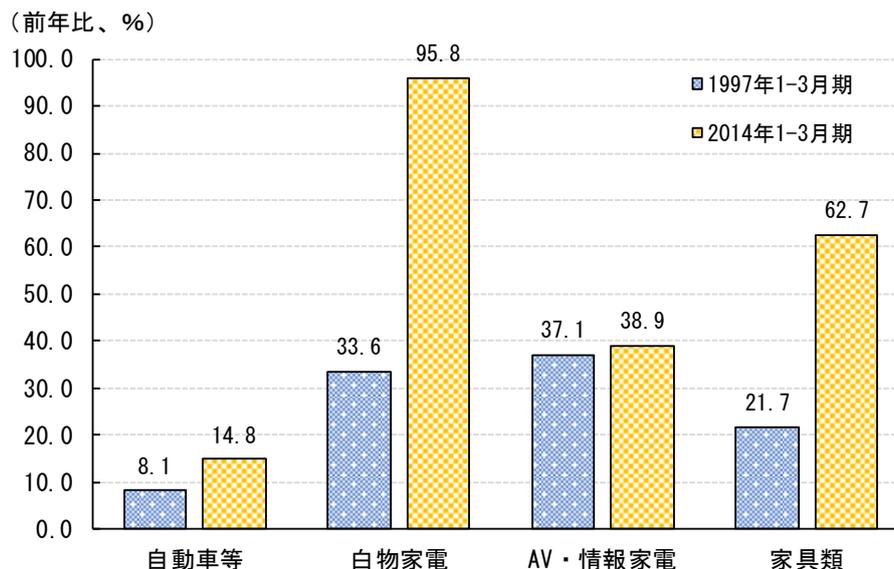
この定義をもとに、耐久財と半耐久財について、1997年と2014年の駆け込み需要の規模を計算した結果が図表6である。1997年は耐久財で0.6兆円（年率）、半耐久財で0.7兆円（年率）の合計1.3兆円（年率）に対し、2014年は耐久財で2.7兆円（年率）、半耐久財で0.6兆円（年率）の合計3.3兆円（年率）の駆け込み需要が生じたと考えられる²。

図表6. 1997年と2014年の駆け込み需要（耐久財&半耐久財）の大きさ



(備考) 1. 内閣府「GDP統計」により作成。実質値（2011年基準）。
2. 消費全体の動きと一致するよう水準調整を行っている。

図表7. 消費税率引き上げ直前期の耐久財消費の動向



(備考) 総務省「家計調査」により作成。二人以上の世帯。名目値。

² 駆け込み需要の規模は、その定義や推計手法の違いにより値が異なるため、幅をもって見る必要がある。

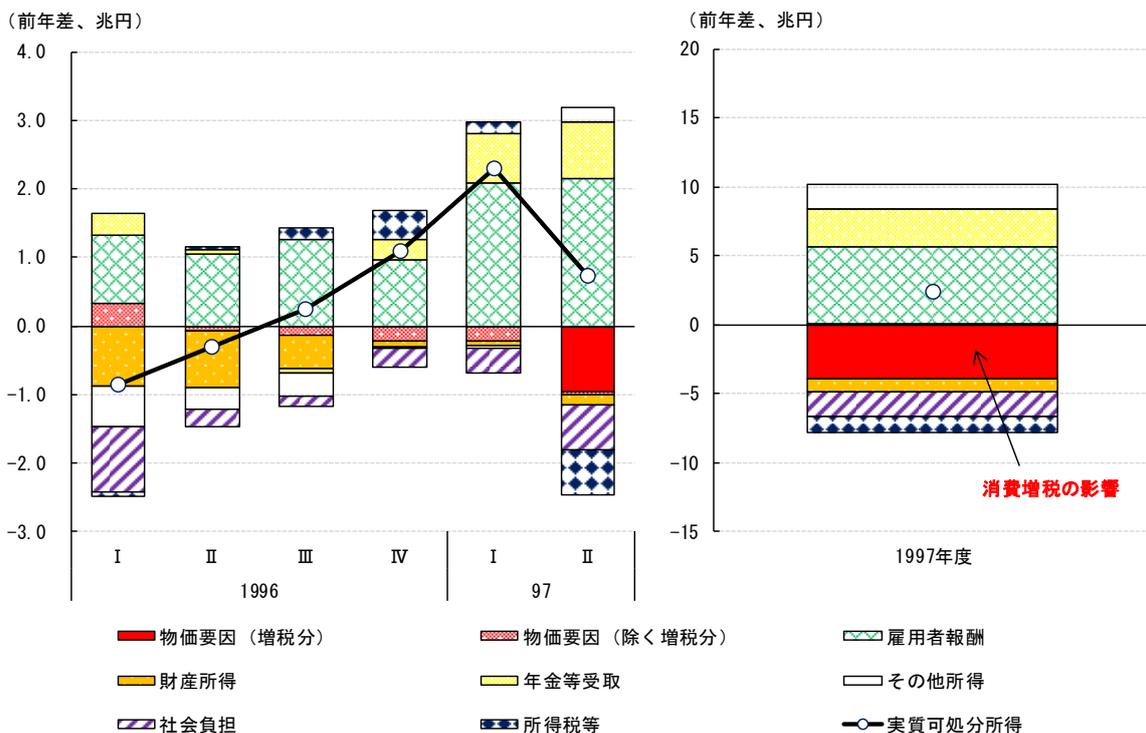
2014年は耐久財の駆け込み需要が1997年よりも大きい、中でも白物家電や家具類の盛り上がりが大きかった模様である。総務省「家計調査」をもとに、消費税率引き上げ直前期の主要耐久財の前年比を見ると、いずれの品目も2014年は1997年を上回る伸びとなっているが、特に白物家電と家具類は1997年の2倍以上の大きな伸びとなっている（図表7）。この背景は必ずしも明確ではないものの、消費税率の引き上げ幅の違いが、耐久財の中でも特に耐久性の高い財において顕著な差となって現れた可能性が指摘できる。

（2）実質所得の減少による効果

次は実質所得の減少による効果である。はじめに、消費税率の引き上げが物価指標に与えた影響を確認する。消費税率は、1997年4月に3%から5%へ2%ポイント、2014年4月に5%から8%へ3%ポイント引き上げられたが、そもそも家計が購入する財やサービスの全てが消費税の対象ではなく、例えば家賃や保険料の支払いなど、消費税の対象とされないものもある。こうした非課税・不課税品目の存在を踏まえ、過去の消費税率引き上げがCPI（総合）の前年比に与えた影響を試算すると、1997年は1.4%ポイント程度、2014年は2.1%ポイント程度、押し上げられたと考えることができる。

こうした物価指標への影響を踏まえ、1997年と2014年の家計の実質可処分所得の動きを見ると、まず1997年の増税時の実質可処分所得は、増税前の時点で前年を上回って推移する中、4月の消費税率引き上げにより4-6月期に前年差▲1.0兆円程度（年率▲4.0兆円程度）下押しされたものの、雇用者報酬などのファンダメンタルな要素が増加を続けたため、増税後も前年割れを回避することができた（図表8）。

図表8. 1997年の消費税率引き上げ時における実質可処分所得の動向

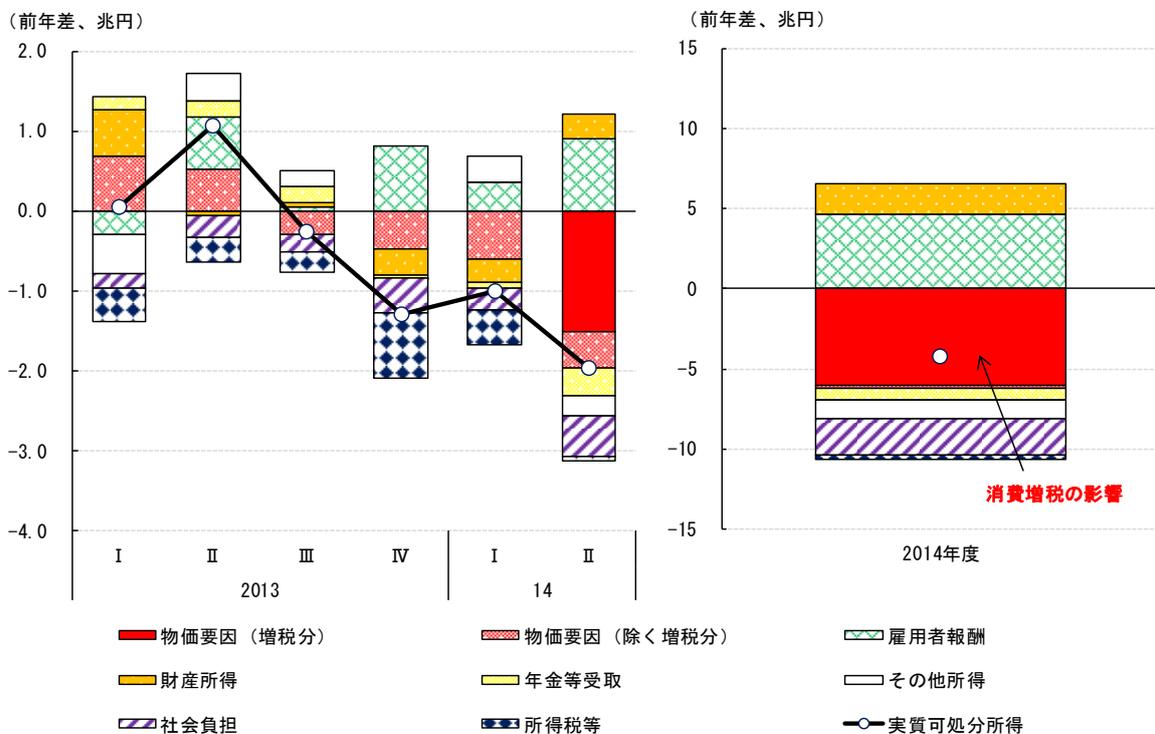


(備考) 1. 内閣府「GDP統計」により作成。実質化には家計最終消費支出デフレーターを使用。
2. 消費税率の引き上げが物価に与えた影響は、1997年は1.4%として計算。

他方、2014年の増税時は、2013年1月に復興所得税³が導入されたことに加え、異次元の金融緩和による円安を受けた物価上昇にファンダメンタルな要素である雇用者報酬などの増加が追い付かない状況が続いたことで、増税前の時点で実質可処分所得は前年を下回る水準で推移するなど、地合いの弱い状態となっていた（図表9左）。そうした中、4月に消費税率の引き上げが実施されたことで、4-6月期の実質可処分所得は前年差▲1.5兆円程度（年率▲6.0兆円程度）下押しされ、増税後も前年割れが続く結果となった（図表9右）。

家計の実質個人消費の水準は、実質可処分所得に平均消費性向を乗ずることで計算できるが、増税前の1996年の平均消費性向は0.91、2013年は0.99とほぼ1であることから、結果的に、消費税率引き上げによる実質可処分所得の減少額とおおむね同程度の消費額が、増税により失われたといえる。

図表9. 2014年の消費税率引き上げ時における実質可処分所得の動向



（備考）1. 内閣府「GDP統計」により作成。実質化には家計最終消費支出デフレーターを使用。
2. 消費税率の引き上げが物価に与えた影響は、2014年は2.1%として計算。

なお、こうした家計の可処分所得の動きの違いには、政府による対策の違いも影響したと考えられる。1997年と2014年の消費税率引き上げに際し、政府は経済への悪影響を想定し、家計の負担軽減に向けた対策を行っていた（図表10）。

1997年の増税時には、年度中は臨時福祉給付金（1362億円）の給付のみの対応であったが、前年度までに十数兆円に及ぶ所得税や住民税の先行減税が行われており、家計の負担は増税

³ 東日本大震災からの復興に充てる財源確保のために設けられた特別税。所得税は、2013年1月から25年間、所得税額に2.1%分上乘せられる形で徴収されている。なお、2014年度からは、住民税も10年間、年間1000円引き上げられている。

前の時点でかなりの程度、軽減されていたと考えられる。

他方、2014年は5.5兆円程度の経済対策が行われ、うち家計の所得を下支えする給付部分は1997年を上回る6493億円に上った。しかし、先述の消費税率引き上げによる実質所得の押し下げ規模と比べると、2014年の給付措置の規模は小幅なものにとどまっており、結果的に実質可処分所得の減少を十分に緩和できなかった可能性がある。

図表 10. 1997年と2014年の経済対策

1997年の増税時		2014年の増税時	
●給付措置		●好循環実現のための経済対策	
臨時福祉特別給付金	1362億円	競争力強化策	1兆4184億円
計	1362億円	女性・若者・高齢者・障害者向け施策	3005億円
(参考) 所得税・住民税の先行減税		復興、防災・安全対策の加速	3兆1274億円
1994年度(特別減税)	5.5兆円	低所得者等への影響緩和、駆け込み需要と反動減の緩和	6493億円
1995年度(制度減税)	3.5兆円	計	5兆4956億円
(特別減税)	2.0兆円		
1996年度(特別減税)	2.0兆円	●「低所得者等への影響緩和、駆け込み需要と反動減の緩和」の内訳	
計	13.0兆円	一般の住宅取得に係る給付措置(すまい給付金)	1600億円
		簡素な給付措置(臨時福祉給付金)	3420億円
		子育て世帯に対する臨時特例給付措置	1473億円
		計	6493億円

(備考) 内閣府、財務省、小川(2006)、各種報道資料により作成。

(3) 消費税率引き上げ後の個人消費の動向

これまで、駆け込み需要と反動減や消費税率引き上げによる実質所得の減少の効果の規模を確認してきた。それでは、実際のところ、消費税率引き上げ後の個人消費は、そうした変動要因の影響を受けてどのように推移したのだろうか。ここでは、駆け込み需要による反動減と実質所得の減少により、消費税率引き上げ後に個人消費がどの程度の水準まで落ち込むかを機械的に試算し、実績値と比較することで、増税後の個人消費の動きが想定内のものだったのか、それとも別の要因により上振れもしくは下振れたのかを確認する(図表 11、12)。

まず1997年の増税時について確認しよう。1996年度の実質個人消費⁴は250.2兆円であり、駆け込み需要の規模は1.3兆円(年率)程度であるため、四半期に換算した0.3兆円程度の反動減が生じ、実質個人消費は249.9兆円(図表 11 左図内の A)まで減少する。さらに、実質所得は▲4.0兆円(年率)程度下押しされるため、当時の経済対策による給付措置と家計の平均消費性向を考慮すると⁵、実質個人消費は▲3.5兆円(年率)程度下押しされ、最終的に246.5兆円(図表 11 左図内の B)まで水準を落とすと試算できる。これに対し、1997年度の実質個人消費の実績値は248.5兆円と、駆け込み需要の反動減のみを織り込んだ水準よりは低いものの、消費増税による実質所得の減少を考慮した水準は上回る結果となっている。

次に、2014年の増税時について確認しよう。2013年度の実質個人消費は294.0兆円であり、駆け込み需要の規模は年率3.3兆円程度であるため、四半期に換算した0.8兆円程度の反動減が生じ、実質個人消費は293.2兆円(図表 11 右図内の C)まで減少する。さらに、実

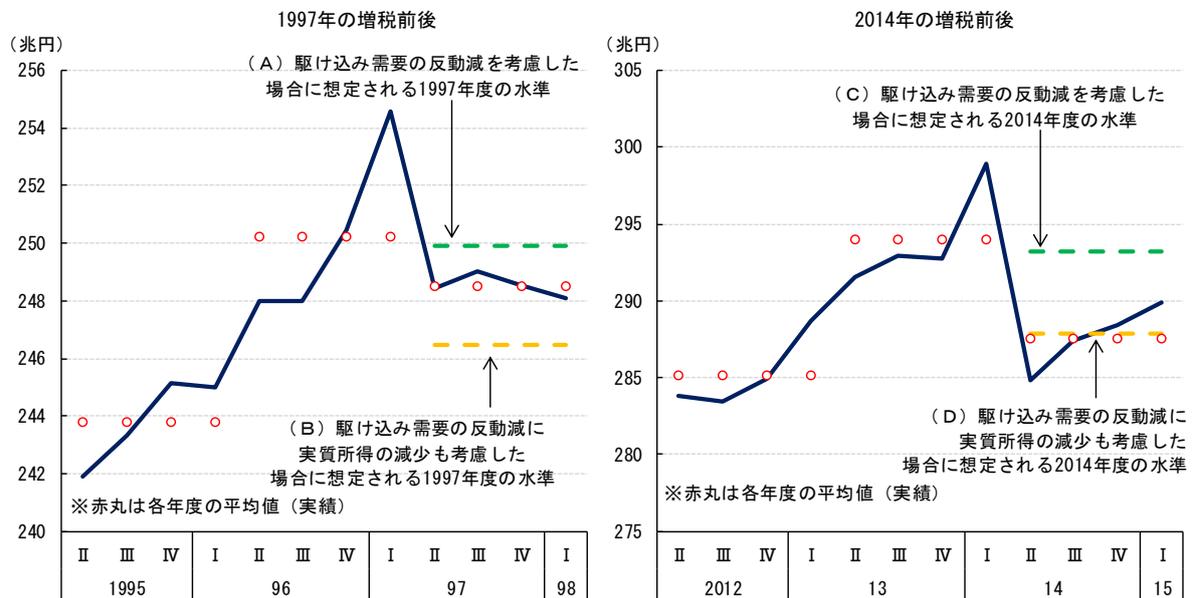
⁴ 図表 9 に係る試算では、国内家計最終消費支出を指す。

⁵ 1997年増税時の給付措置の規模は1362億円、平均消費性向は0.91とした。

質所得は▲6.0兆円（年率）程度下押しされるため、当時の経済対策による給付措置と家計の平均消費性向を考慮すると⁶、実質個人消費は▲5.4兆円（年率）程度下押しされ、最終的に287.8兆円（図表11右図内のD）まで水準を落とすと試算できる。これに対し、2014年度の実績値は287.6兆円と、駆け込み需要の反動減のみを織り込んだ水準を下回り、消費増税による実質所得の減少も織り込んだ水準と同程度の結果となっている。

この様に、実質個人消費は、1997年度は想定より上振れたのに対し、2014年度はおおむね想定と同程度の水準となった。この背景には、すでに述べたような増税後の家計の実質可処分所得の動きの違いなどがあったとみられる。今回の消費税率引き上げ後の個人消費の行方を占う上では、駆け込み需要と反動減だけでなく、実質可処分所得の減少がどの程度の規模となるかが重要といえる。

図表 11. 消費税率引き上げ前後の実質個人消費の動向



(備考) 1. 内閣府「GDP統計」により作成。実質個人消費は国内家計最終消費支出。
 2. 駆け込み需要は増税前の直近1四半期において発生したものと想定し、年率値を四半期値に変換のうえ、反動減の規模を計算。
 3. 消費税率の引き上げが物価に与えた影響は、1997年が1.4%、2014年が2.1%と想定。

図表 12. 1997年度と2014年度の実質個人消費に影響した各要因のまとめ（計数表）

(単位：兆円)

		1997年の増税時	2014年の増税時
① 駆け込み需要と反動減		1.3	3.3
② 実質可処分所得の減少による下押し		▲ 3.5	▲ 5.4
内訳	実質可処分所得の減少	▲ 4.0	▲ 6.0
	給付措置	0.1	0.6
	平均消費性向 (%)	0.91	0.99

(備考) MURC作成。いずれも年率。

⁶ 2014年増税時の給付措置の規模は6493億円、平均消費性向は0.99とした。

3. 2019年の消費増税時における個人消費の見通し

(1) 増税に向けた経済対策

今回、政府は消費税率引き上げによる影響を緩和するため、大規模な対策を打ち出している(図表13)。内閣府によると、家計の負担は、消費税率を8%から10%へ引き上げることにより5.7兆円程度、2018年度中に実施したたばこ税や所得税の見直しにより0.6兆円程度増加する一方、軽減税率の導入により1.1兆円程度、負担は軽減されることになる。

また、幼児教育の無償化などにより家計は3.2兆円程度の受益増となるほか、消費税率引き上げに対応した新たな対策として2.3兆円程度の追加的な手当が実施されることで、負担はさらに緩和される。これらを全て合わせると、消費税率引き上げに伴う家計の負担増6.3兆円程度に対し、家計の負担減・受益増の総額は6.6兆円程度に上り、負担の増加分をやや上回る大規模な対策であることが分かる。

図表13. 2019年の消費税率引き上げ時における政府の経済対策

①消費税率の引き上げの影響	負担増	負担軽減
消費税率の引き上げによる負担増	5.7兆円程度	
軽減税率制度の実施		1.1兆円程度
たばこ税や所得税の見直し(2018年度実施)	0.6兆円程度	
②幼児教育の無償化、社会保障の充実による支援		受益増
幼児教育の無償化、年金生活者支援給付金の支給等		2.8兆円程度
消費税負担増に対する診療報酬等による補填等		0.4兆円程度
③消費税率引き上げに対応した新たな対策		予算規模等
臨時・特別の予算措置		2兆円程度
税制上の支援		0.3兆円程度
計	負担増 6.3兆円程度	負担減・受益増 6.6兆円程度

(備考) 内閣府公表資料により作成。

ただし、これには留意点もある。1つは、家計の受益増となる幼児教育無償化について、確かに家計は幼児教育に充てていた2.8兆円分を別の用途に用いることができるようになるものの、家計の所得の絶対額を増やすわけではないため、家計の消費総額を増やすことにはつながらない点である。もう1つは、2.3兆円にのぼる「消費税率引き上げに対応した新たな対策」のうち、直接的に家計の可処分所得を増やす効果のある部分は6608億円程度であり、別計上の年金生活者支援給付金、低所得高齢者の介護保険料負担軽減策と合わせても9000億円程度と、前回の給付措置をやや上回る規模にとどまる点である(図表14)。

見た目上は、家計の負担増を上回る規模の負担減・受益増となる施策であるが、実際に家計の可処分所得を補う効果は給付措置と軽減税率を合わせた2兆円程度と考えられる。増税後の消費を下支えするには十分な規模だとみられるが、政府の説明ぶりからは多少割り引いてみる必要があるといえるだろう。

図表 14. 今回の対策のうち家計の実質可処分所得に直接影響しうる部分

給付・保険料の減免	2019年度の予算規模
すまい給付金・次世代住宅ポイント制度	2085億円
プレミアム付き商品券	1723億円
ポイント還元	2798億円
年金生活者支援給付金	1859億円
低所得高齢者の介護保険料の負担軽減	654億円
計	9119億円

消費税率引き上げに対応した
新たな対策
合計：6608億円

(備考) 1. 内閣府、財務省、各種公表資料により作成。
2. 住宅ローン減税拡充の効果は11年目以降に現れるため、ここに含めていない。

(2) 実質所得の減少による効果の見直し

それでは、今回の消費税率引き上げにより、家計の実質可処分所得はどの程度押し下げられるのだろうか。はじめに、物価指標への影響を確認する(図表 15)。

図表 15. 2019年の消費税率引き上げが物価指標(前年比)に与える影響

	消費者物価指数(総合)		家計最終消費支出デフレーター	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
消費税率の引き上げ(8%→10%)	+ 0.7	+ 0.7	+ 0.7	+ 0.7
軽減税率の導入	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2
幼児教育無償化(2019年10月~)	▲ 0.3	▲ 0.3		
高等教育無償化(2020年4月~)		▲ 0.1		
計	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.5	+ 0.5

(備考) 1. 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、各種報道資料により作成。
2. 消費税率の引き上げと軽減税率の導入が家計最終消費支出デフレーターへ与える影響は消費者物価指数と同じと仮定。
3. 幼児教育及び高等教育の無償化の寄与については、小売物価統計の該当する銘柄の47都道府県の単純平均値をもとに、無償化された場合の変化率を求めたうえで、各銘柄に該当する人数をウェイトに加重平均することで算出。ウェイトは、文部科学省「学校基本調査」や厚生労働省「国民生活基礎調査」などをもとに可能な範囲で計算。

すでに述べたように、家計が購入する財やサービスの全てが消費税の対象というわけではないため、過去の消費税率引き上げ時には、CPI(総合)の前年比は、1997年度は+1.4%ポイント程度、2014年度は+2.1%ポイント程度押し上げられた。今回の消費税率引き上げでは、1997年と同様に税率は2%ポイント引き上げられるため、CPI(総合)の前年比も+1.4%ポイント程度押し上げられる計算となるが、今回は年度途中での引き上げのため、2019年度、2020年度ともに+0.7%ポイント程度ずつ押し上げられることになる。

また、食料品や新聞には軽減税率が導入されるため、上述の+0.7%程度の押し上げ効果は、2019年度、2020年度ともに▲0.2%ポイント程度ずつ小さくなる。加えて、一定の仮定の下、幼児教育や高等教育の無償化による影響を試算すると、CPI(総合)の前年比は、2019年度は▲0.3%ポイント程度、2020年度は▲0.4%ポイント程度ずつ押し下げられると見込まれる。したがって、これらを全て合わせると、CPI(総合)の前年比は、2019年度は+0.2%ポイント程度、2020年度は+0.1%ポイント程度と、小幅の押し上げにとどまる見通しである。

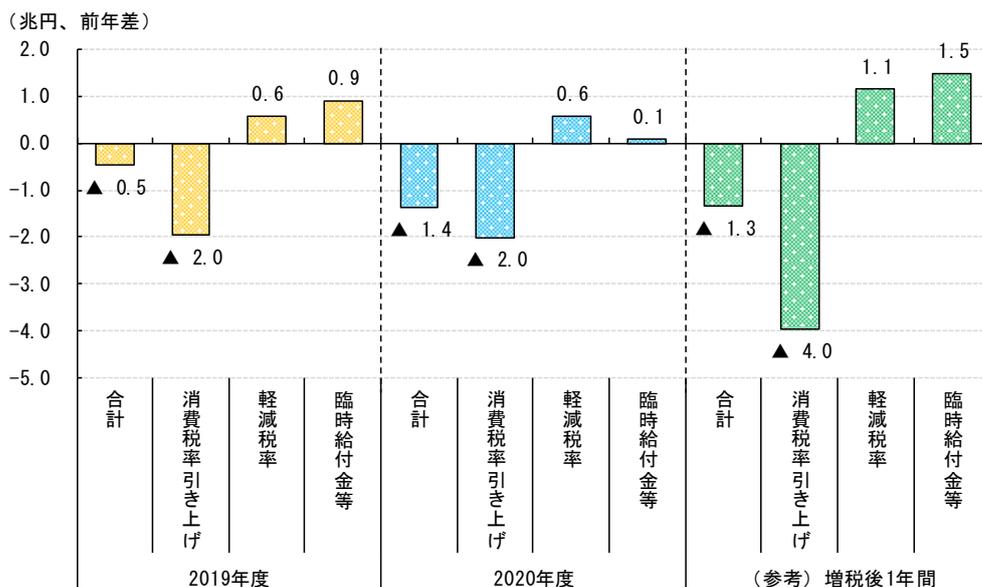
SNAベースの家計最終消費支出デフレーターの前年比については、幼児教育無償化の影響

を受けないため⁷、2019年度、2020年度ともにCPI（総合）より大きい+0.5%ポイント程度の押し上げとなるものの、前回、前々回と比べると、押し上げ幅は小幅にとどまると見込まれる。なお、政府は通信大手に対し、携帯電話通信料金の4割値下げを要請しており、仮に実施されれば、物価指標の上昇幅は一層抑えられる可能性がある。

以上の物価指標への影響を踏まえ、家計の実質可処分所得への影響を試算した結果が図表16である。これを見ると、2019年度の実質可処分所得は消費税率引き上げにより▲2.0兆円程度押し下げられるものの、軽減税率の導入により+0.6兆円程度、臨時給付金等の給付措置により+0.9兆円程度の負担軽減となるため、最終的に、家計の実質可処分所得は▲0.5兆円程度の押し下げにとどまる見通しである。翌2020年度については、臨時給付金等の押し上げ効果が徐々に剥落するため、▲1.4兆円程度の押し下げとなると見込まれる。

増税後1年間（2019年10-12月期～2020年7-9月期）に限って見れば、前年差で▲1.3兆円程度の押し下げと、1997年度の▲3.9兆円程度⁸、2014年度の▲5.4兆円程度⁹の押し下げを大きく下回る規模となる見通しである。したがって、実質可処分所得の減少は、今回も消費をある程度は下押しする要因とはなるものの、その影響は過去の増税時と比べて軽微にとどまる見込みである¹⁰。

図表 16. 2019年の消費税率引き上げが家計の実質可処分所得に与える影響



- (備考) 1. 内閣府、総務省、財務省、各種報道資料により作成。増税後1年間は2019年10-12月期～20年7-9月期。
 2. 2018年度の実質可処分所得の金額は前年度と同一と仮定。実質化には家計最終消費支出デフレーターを用いた。
 3. 臨時給付金等には、各種給付措置に年金生活者給付金、低所得高齢者の介護保険料軽減分を加味。
 4. 2020年度の臨時給付金等の規模は、2019年度のすまい給付金と年金生活者支援給付金、低所得高齢者の介護保険料軽減分予算を2倍して年額に直した上で、ポイント還元予算の半額を加えた額と仮定。

⁷ 今回の無償化では、幼稚園や保育サービスに掛かる費用の負担者が家計から政府に変わっただけであり、費用そのものは変わっていないため、SNAベースのデフレーターには影響しないと考えられる。

⁸ 実質可処分所得の減少分である約▲4.0兆円に給付措置の約0.1兆円を加えた値。図表12を参照。

⁹ 実質可処分所得の減少分である約▲6.0兆円に給付措置の約0.6兆円を加えた値。図表12を参照。

¹⁰ 試算には家計所得のファンダメンタルな要素である雇用者報酬や財産所得などの増減を加味していない点には留意が必要である。

(3) 駆け込み需要と反動減の見通し

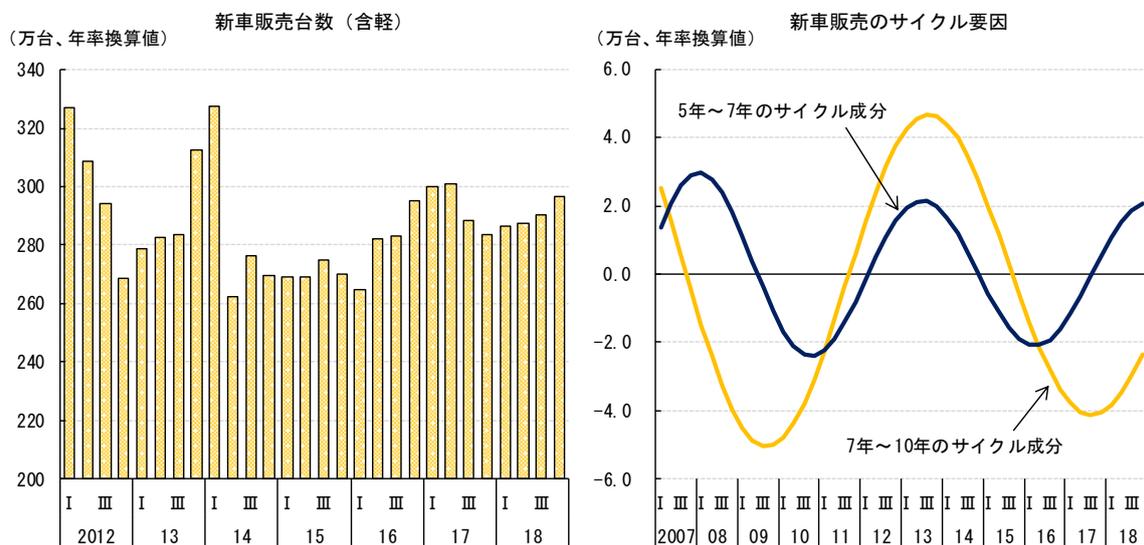
次に、駆け込み需要と反動減の見通しを確認する。すでに述べたように、1997年、2014年の消費税率引き上げに際しては、主に耐久財と半耐久財において駆け込み需要が発生した。今回、2019年の消費税率の引き上げに際しても、特段の事情がない限り、これまでと同様に駆け込み需要が発生することは避けられないとみられる。以下では、駆け込み需要の主体となる耐久財について、内訳別に動向を述べる。

①自動車の見通し

足元の新車販売台数（含軽）は、2017年の冬頃をボトムに緩やかに持ち直している（図表17左）。近年は高齢化の影響もあって自動ブレーキなど複数の運転支援機能を備えたセーフティ・サポートカー（サポカー）の需要が高まっているほか、買い替えサイクルが上向していることが自動車需要を押し上げている可能性がある。

日本自動車工業会の調べによると、新車を購入した場合、購入から3年目にあたる1回目の車検の後から買い替えが増え始め、9年目にあたる4回目の車検の前後で買い替えがピークを迎える¹¹。そこで、新車販売台数（含軽）の推移から、買い替えピークの前後にあたる5年～7年と7年～10年周期のサイクル成分を抽出すると、いずれも足元で上向していることが分かる（図表16右）。これは2014年の消費税率引き上げから約5年が経過したことや、2010年のエコカー補助金から約9年が経過したことを反映した動きとみられ、消費税率引き上げ前の自動車需要を喚起すると考えられる。

図表 17. 新車販売台数とサイクル成分



(備考) 1. 日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会、日本自動車工業会により作成。
2. サイクル成分はプラスであれば押し上げ、マイナスであれば押し下げていることを意味する。サイクル成分の抽出にはバンドパスフィルター（CFフィルター）を用いた。

¹¹ 日本自動車工業会「乗用車市場動向調査（2017年）」によると、1年以内に買い替えた割合は1%、1年～3年が6%、3年～5年が15%、5年～7年が18%、7年～10年が35%、10年以上が26%となっている。

こうした中、今回、自動車については、消費税率引き上げ前後の駆け込み需要と反動減を均すため、増税後に購入した方が有利となるような関連税制の変更が予定されている。具体的には、①自動車取得税の廃止と自動車税環境性能割の導入¹²、②自動車税の減税¹³、③自動車重量税の変更¹⁴、の3つである。

ここで図 18 は、今回の自動車関連税制の変更により、自動車取得時に掛かる費用がどの程度変化するか試算した結果を示したものである。新車販売台数ランキングの上位に入るような環境性能の高い車種とそうでない車種を比較している。

図表 18. 税制変更による自動車取得費用の変化シミュレーション

		消費税	自動車取得税	環境性能割	自動車税	重量税	合計
普通車	①平成32年度燃費基準+50%	+60,000円 (8%→10%)	±0円 (0%→0%)	±0円 (0%→0%)	▲3,500円 (39,500円→36,000円)	±0円 (0円→0円)	+56,500円
	②平成32年度燃費基準+30%	+60,000円 (8%→10%)	▲45,000円 (1.5%→0%)	±0円 (0%→0%)	▲3,500円 (39,500円→36,000円)	+7,500円 (7,500円→15,000円)	+19,000円
	③平成32年度燃費基準+0%	+60,000円 (8%→10%)	▲72,000円 (2.4%→0%)	+30,000円 (0.0%→1.0%)	▲3,500円 (39,500円→36,000円)	±0円 (22,500円→22,500円)	+14,500円
	④平成32年度&27年度燃費基準外	+60,000円 (8%→10%)	▲90,000円 (3.0%→0%)	+60,000円 (3.0%→0%)	▲3,500円 (39,500円→36,000円)	±0円 (49,200円→49,200円)	+26,500円
小型車	①平成32年度燃費基準+50%	+40,000円 (8%→10%)	±0円 (0%→0%)	±0円 (0%→0%)	▲4,000円 (34,500円→30,500円)	±0円 (0円→0円)	+36,000円
	②平成32年度燃費基準+30%	+40,000円 (8%→10%)	▲30,000円 (1.5%→0%)	±0円 (0%→0%)	▲4,000円 (34,500円→30,500円)	+5,600円 (5,600円→11,200円)	+11,600円
	③平成32年度燃費基準+0%	+40,000円 (8%→10%)	▲48,000円 (2.4%→0%)	+20,000円 (0.0%→1.0%)	▲4,000円 (34,500円→30,500円)	±0円 (16,800円→16,800円)	+8,000円
	④平成32年度&27年度燃費基準外	+40,000円 (8%→10%)	▲60,000円 (3.0%→0%)	+40,000円 (0.0%→2.0%)	▲4,000円 (34,500円→30,500円)	±0円 (36,900円→36,900円)	+16,000円
軽自動車	①平成32年度燃費基準+50%	+30,000円 (8%→10%)	±0円 (0%→0%)	±0円 (0%→0%)	±0円 (10,800円→10,800円)	±0円 (0円→0円)	+30,000円
	②平成32年度燃費基準+30%	+30,000円 (8%→10%)	▲15,000円 (1.0%→0%)	±0円 (0%→0%)	±0円 (10,800円→10,800円)	+3,800円 (3,700円→7,500円)	+18,800円
	③平成32年度燃費基準+0%	+30,000円 (8%→10%)	▲24,000円 (1.6%→0%)	+15,000円 (0.0%→1.0%)	±0円 (10,800円→10,800円)	±0円 (11,200円→11,200円)	+21,000円
	④平成32年度&27年度燃費基準外	+30,000円 (8%→10%)	▲30,000円 (2.0%→0%)	+30,000円 (0.0%→2.0%)	±0円 (10,800円→10,800円)	±0円 (24,600円→24,600円)	+30,000円

(備考) 1. 財務省、国土交通省、各種報道資料により作成。
 2. 普通車は、総排気量1,500cc超2,000cc以下、重量1,500kg超2,000kg以下、価格300万円と仮定。
 3. 小型車は、総排気量1,000cc超1,500cc以下、重量1,000kg超1,500kg以下、価格200万円と仮定。
 4. 軽自動車は、総排気量1,000cc以下、重量500kg超1,000kg以下、価格150万円と仮定。
 5. 重量税は2019年5月前後での変化額。それ以外は2019年10月前後での変化額。

これを見ると、自動車の取得時に掛かる費用は、いずれのケースにおいても増税後に購入した方が増えることが分かる。最も負担の増加額が大きいのは環境性能の高い平成 32 年度燃費基準+50%の普通車で、税制変更による追加的な恩恵が少ない分、消費税率の引き上げが重しとなる格好だ。

もちろん、消費税率引き上げ後に購入する場合、自動車税は恒久的に減税されるため、毎年の税負担まで考慮すれば、最終的な税負担は増税後に購入した方が少なくて済む場合もある。新車販売台数ランキングの上位に入るような環境性能の高い車種では、取得時の負担増を自動車税減税で相殺しようとするれば 10 年近くかかってしまうケースもある。それでも新

¹² 車の取得時にかかる自動車取得税について、環境性能の比較的高い車種の税率を引き下げるもので、消費税率引き上げ後に購入した方が得になる車種が出てくる。詳細は本稿末の「参考」を参照のこと。

¹³ 車の保有に際し毎年支払う必要のある自動車税について、消費税率の引き上げ後、排気量の小さい車種を中心に税負担が軽くなる。詳細は本稿末の「参考」を参照のこと。

¹⁴ 車の取得時と車検時にかかる重量税について、エコカー減税が縮小するため、2019年5月以降、税負担が重くなる。詳細は本稿末の「参考」を参照のこと。

車の平均的な買い替え年数は約9年であるため、増税を待ってから購入した方が有利となる人も多いとみられる。

もっとも、人によっては必ずしも得をする年数まで購入した車に乗り続けるとは限らないことや、長期間保有を続ければ有利になるとはいえ、家計が得をする金額は現在価値に割り引けば小額であるため、増税前に駆け込みで自動車を購入する動きは今回も少なくないとみられる¹⁵。自動車については、消費税率の引き上げ幅が小さかった1997年においても増税前に駆け込み需要が見られたこともあり、今回も相応の駆け込み需要が生じると考えておくのが妥当と思われる。

②家具・家電類の見通し

次に、家具・家電類の見通しを確認する。家具・家電類消費額（実質）の動きを見ると、2017年以降は横ばい圏で推移しているものの、水準は消費税率引き上げ前の2013年頃を上回る状態が続いており、需要の堅調さがうかがえる（図表19左）。中でも家電については、省エネ性能の高い製品や高付加価値な製品の人气が堅調であることに加え、自動車と同様に、買い替えサイクルが上向いていることも、需要を下支えしていると考えられる。

内閣府「消費動向調査」によると、家電の平均買い替え年数は、パソコンは7年程度、テレビは9年程度、冷蔵庫や洗濯機、エアコンなどの白物家電は10～14年程度となっている。このうちパソコンについては、2020年1月にWindows7のサポート切れが控えていることもあり、消費税率の引き上げを前に買い替え需要が盛り上がる可能性がある。また、テレビについても、2011年にアナログ放送の停止に伴い地上デジタル放送対応テレビへの買い替えが進んだが、それから平均的な買い替え年数である9年が近づいており、2018年12月には4K・8KのBS放送も開始されたことから、今後買い替え需要が出てくると見込まれる。加えて、冷蔵庫やエアコンなどの白物家電についても、リーマン・ショック後の景気下支え策として2009～2011年にかけて導入された家電エコポイント時に購入した層の買い替え需要が、制度終了から10年近く経過する中で今後徐々に出てくると期待される。

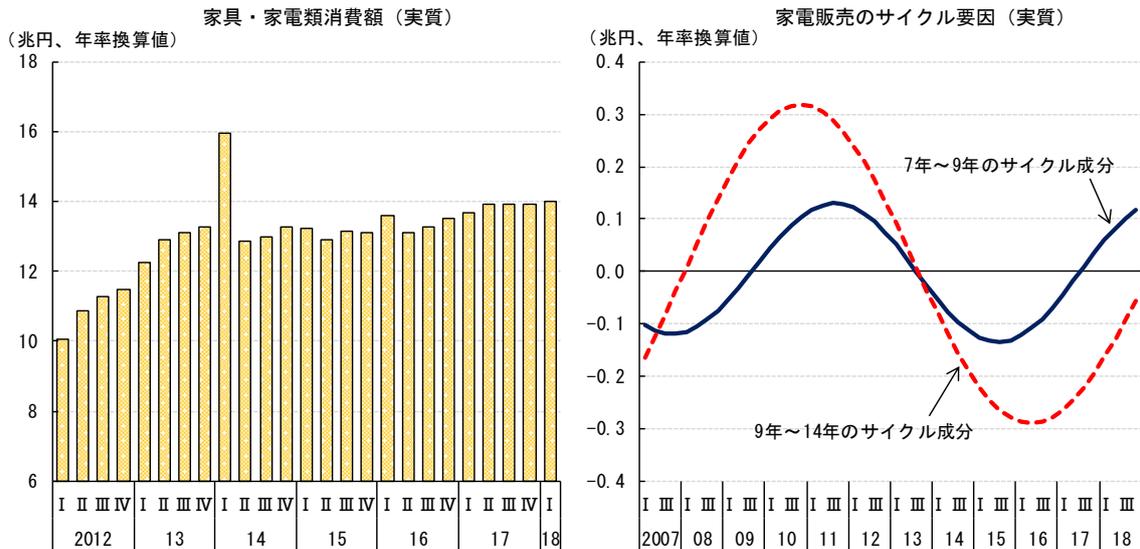
統計上も、経済産業省「商業動態統計」をもとに、実質家電販売額の推移から、パソコンやテレビなどの7年～9年と白物家電の9年～14年周期のサイクル成分を抽出すると、いずれも足元で上向いている様子が読み取れる（図表19右）。今後、こうした循環的な買い替え需要が、消費税率引き上げ前の家具・家電類の需要を押し上げていくと考えられる。

過去の消費税率引き上げ時を振り返ると、家具・家電類については直前期に集中して駆け込み需要が発生した。自動車と異なり、今回、家電に対する特段の政策的な手当も無いことから¹⁶、循環的な買い替え需要が期待される中、今回も相応の駆け込み需要が発生すると考えられる。ただし、すでに見たように、家具・家電類の駆け込み需要は、消費税率の引き上げ幅の大きかった2014年の方が盛り上がったため、今回の駆け込み需要も2014年よりは小さな規模になると予想される。

¹⁵ 加えて、行動経済学の世界では、人は将来の利益よりも現時点で得られる利益を過大に評価する傾向（現在性バイアス）があることが知られており、今回のケースでは増税後に購入した方が短期的には負担が増えるという面が嫌気される可能性がある。

¹⁶ 東京都では、省エネ性能の高い家電製品に買い替えた消費者に対し、独自に「家電エコポイント」を付与する制度を創設する予定だが、一国全体で見た消費額への影響は限定的とみられる。

図表 19. 家具・家電類消費額（実質）と家電販売のサイクル成分（実質）



(備考) 1. 内閣府「GDP統計」、総務省「消費者物価指数」、経済産業省「商業動態統計」により作成。
 2. 家具・家電類消費額にはサービス消費の一部も含まれる。
 3. 季節調整はMURCIによる。家電販売の実質化にはCPI（耐久財）からCPI（自動車）を除いた系列を使用。
 4. サイクル成分はプラスであれば押し上げ、マイナスであれば押し下げていることを意味する。
 サイクル成分の抽出にはバンドパスフィルター（CFフィルター）を用いた。

(4) 今回の消費税率引き上げの影響

これまでの議論を踏まえ、今回の消費税率引き上げ前後における個人消費の見通しについて、以下の前提の下、ベースラインとなる動きを機械的に試算する。

【試算の前提】

- ① 2019年1-3月期～4-6月期は、1997年と2014年の増税直前の平均的な伸びを用いて2018年10-12月期から延伸する。
- ② 2019年7-9月期には駆け込み需要が、10-12月期には駆け込みと同程度の反動減と実質所得の減少による下押しがそれぞれ生じるとする。駆け込み需要は、耐久財と半耐久財のみにおいて発生するとし、その規模は1997年と2014年の増税時の駆け込み需要の平均値である2.6兆円（年率）程度¹⁷とする。2019年7-9月期は、増税前1年間（2018年10-12月期～2019年7-9月期）の平均値に駆け込み需要を加えた額と一致するような水準とする。
- ③ 実質可処分所得は、雇用者報酬などのファンダメンタルな要素の増減は考慮せず、図表16で示したように、2019年度は▲0.5兆円程度、2020年度は▲1.4兆円（年率）程度、前年差で減少する（前期差では、2019年10-12月期に▲1.0兆円（年率）程度、2020年4-6月期に▲0.3兆円（年率）程度、2020年7-9月期に▲0.9兆円（年率）程度の下押しが生じる¹⁸）と想定する。平均消費性向は、前回増税時を踏まえ0.99とする。

¹⁷ 仮に1997年の増税時と同様の盛り上がりだと仮定すると1.7兆円程度、2014年と同様だと仮定すると3.6兆円程度の駆け込み需要となると想定される。なお、当時の盛り上がりを経済水準に換算し直したものであり、過去の増税時の駆け込み需要の金額を単純平均した値とは多少異なる。

¹⁸ 2019年10-12月期は増税の影響で、2020年の4-6月期と7-9月期は給付措置の効果が剥落する影響で、それぞれ減少すると想定。

- ④ 2020年1-3月期以降は、増税後1年間（2019年10-12月期～2020年7-9月期）の平均値が、増税前1年間（2018年10-12月期～2019年7-9月期）の平均値に駆け込み需要の反動減と実質可処分所得の減少による下押しの影響を加えた水準と一致するよう、一定の伸び率で持ち直していくと仮定する。

図表20は試算結果である。ある程度の幅をもって見る必要があるものの、増税直前の2019年7-9月期に2.6兆円（年率）程度の駆け込み需要が発生し、実質個人消費は瞬間風速で300兆円程度まで増加するが、増税後は駆け込みと同じ規模の反動減に加え、実質可処分所得の減少による下押し効果に加わるため、10-12月期には294兆円程度まで水準を落とすと見込まれる。その後は前期比+0.4%程度¹⁹の伸びで持ち直していくと見込まれるが、2020年4-6月期や7-9月期には経済対策の効果が一部剥落することもあり、一時的に伸びは鈍化すると考えられる。

結果的に、2019年度の実質個人消費は297兆円程度と、前年比+0.5%程度の増加となる見通しである。続く2020年度については、経済対策の効果が徐々に剥落することもあり、前年比+0.3%程度の増加と緩やかな持ち直しにとどまると見込まれる。

なお、繰り返しとなるが、本見通しは、雇用者報酬など個人消費の動向に影響を及ぼすファンダメンタルな要素や消費税率引き上げ以外のイベントを考慮していないベースラインケースを示したものである。家計を取り巻く環境により、消費がベースラインよりも上振れる場合もあれば、下振れる場合もありうる。特に2020年度については、7-9月期に東京オリンピック・パラリンピック開催による盛り上がり期待されることから、実質個人消費はベースラインよりも上振れる可能性がある。

図表20. 今回の消費税率引き上げ前後の消費のシミュレーション



（備考）内閣府「GDP統計」により作成。実質個人消費は国内家計最終消費支出。

¹⁹ 試算の前提③と④をもとに計算した値。具体的には、2019年10-12月期の水準が293.9兆円であり、増税前1年間（2018年10-12月期～2019年7-9月期）の平均値に駆け込み需要の反動減と実質可処分所得の減少による下押しの影響を加えた金額が295.5兆円であるため、2020年4-6月期と7-9月期に対策の一部剥落により実質可処分所得がそれぞれ前期から▲0.3兆円（年率）程度、▲0.9兆円（年率）程度減少することも考慮すると、前提を満たすためには、前期比+0.4%で伸びていく必要があると計算できる。

4. 消費税率引き上げ後のリスク要因

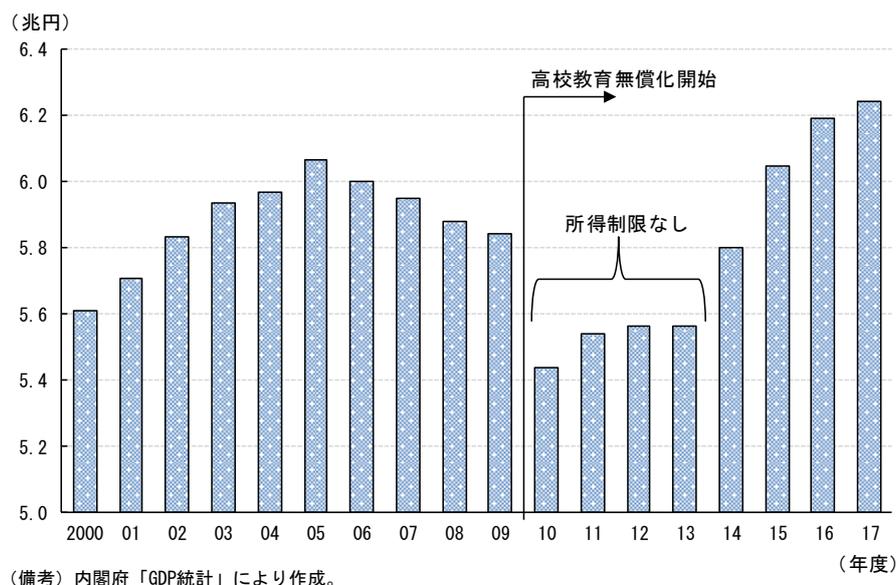
この様に 2019 年 10 月の消費税率引き上げが個人消費の動向に与える影響は、1997 年、2014 年の増税時と比べると、小幅にとどまる見通しである。このシナリオに対する最大のリスクは、家計の実質可処分所得の下振れであろう。米中貿易摩擦などを背景に、足元で世界経済の先行き不透明感が高まっており、今後も雇用・所得環境の改善が続くかは不確実である。仮に家計所得のファンダメンタルな要素である雇用者報酬や財産所得などが下振れることになれば、消費税率引き上げ後に個人消費が腰折れするリスクは高まる。加えて、下振れリスクは他にもある。以下、特徴的な 2 つについて確認する。

(1) 幼児教育・高等教育無償化の影響

1 つは幼児教育・高等教育の無償化によるテクニカルな下振れリスクである。2019 年 10 月に始まる幼児教育の無償化や 2020 年 4 月に始まる高等教育の無償化は、現金支給による補填ではなく、原則的には現物給付となる予定である²⁰。このため、数字上は家計の可処分所得を増やすことにはならないが、実際に無償化で浮いた費用については、家計は他の消費に充当することが可能となる。

しかし、家計は必ずしも無償化により浮いた費用を他の消費に回すとは限らない。仮に一部でも貯蓄に回してしまえば、数字上、消費は減少することになる。2010 年 4 月に高校授業料が無償化された際には、家計全体の 2010 年度の教育費は名目で 4000 億円程度減少した(図表 21)。この時は、他の支出が増加したこともあり、消費額全体は前年度から微増と前年割れを回避できた。

図表 21. 家計全体の教育費（名目）の推移



²⁰ 「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(平成 30 年 12 月 28 日)。

今回は、幼児教育無償化が年額 0.8 兆円程度、大学等の高等教育無償化が年額 0.8 兆円程度²¹、合わせて 1.6 兆円程度と 2010 年時よりも規模が大きく、直近 2017 年度の家計全体の貯蓄率が 2.5%であることを踏まえると、少なくとも 400 億円程度はテクニカルに消費を下押しする可能性がある。個人消費全体と比べれば大きな額ではないが、貯蓄率はその時の経済情勢によって変動しうるため、思わぬ下振れとなるリスクがある。

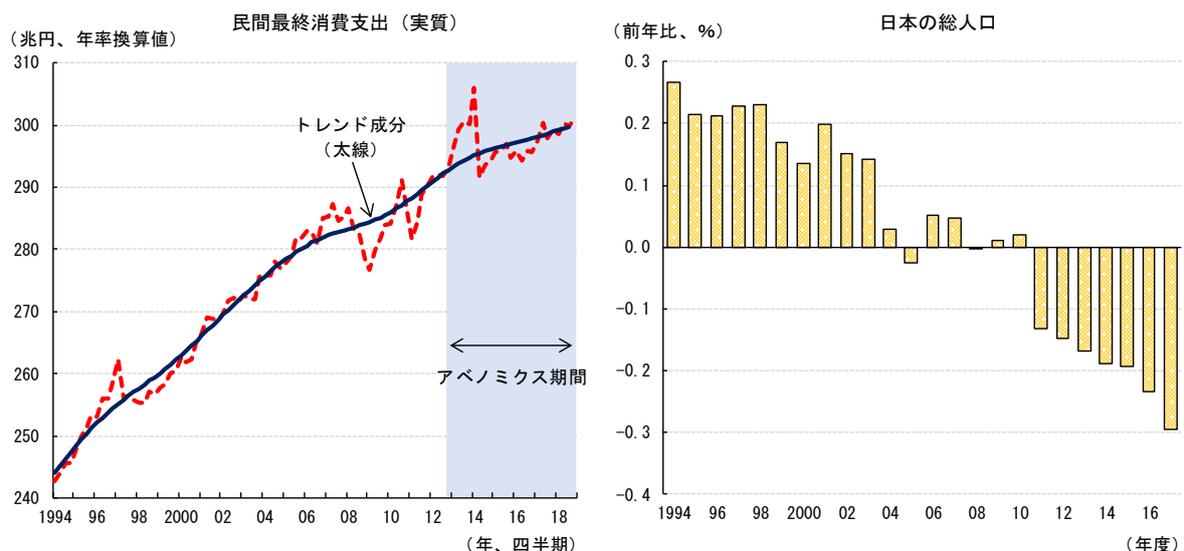
(2) 人口減少の影響

もう 1 つは人口減少による構造的な下振れリスクである。個人消費の長期的な推移を見ると、アベノミクスが始まった 2012 年頃を境にトレンドの伸びが鈍化している (図表 22 左)。この背景には、2014 年の消費税率引き上げをきっかけに家計の消費マインドが悪化したことなどの影響があった可能性はあるものの、時を同じくして、日本が本格的な人口減少局面に突入した影響も無視できない。

図表 22 右は日本の総人口の前年比の推移を表したものである。日本の総人口は緩やかに増加を続けてきたが、2005 年度に戦後初めて減少し、2011 年度以降は前年比マイナスが定着している。足元では年率 0.3%程度のテンポで減少しており、個人消費の伸びを抑制する一因となっている。

図表 23 は家計全体の個人消費の伸びと、人口 1 人当たりに換算した場合の消費の伸びを表したものである。これを見ると、確かに 2012~2017 年度の個人消費の平均的な伸びはその直前の 5 年間 (2007~12 年度) より鈍化しているものの、1 人当たりに直すと実は同程度の伸びであることが分かる。少子高齢化が進む中、今後、人口減少のペースは加速していくことから、消費税率引き上げ後の個人消費の持ち直しの重しとなるリスクがある。

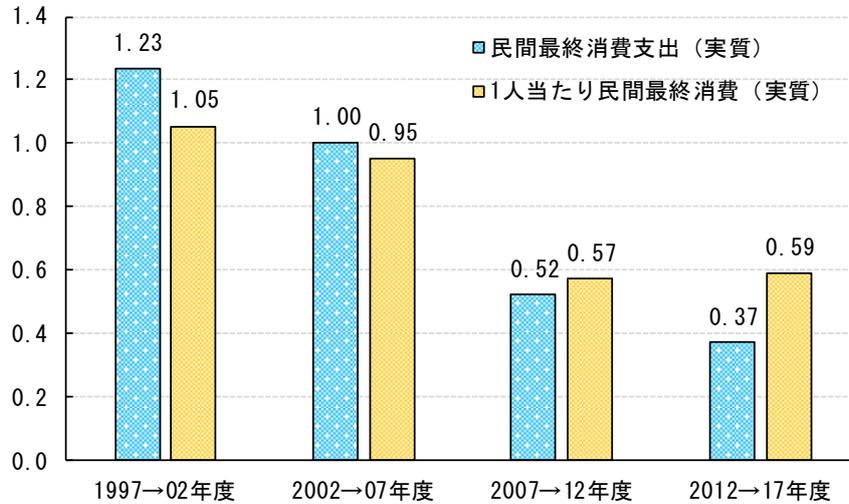
図表 22. 民間最終消費支出 (実質) のトレンドと日本の総人口の推移



²¹ 文部科学省「高等教育の無償化に係る参考資料」(平成 30 年 12 月 28 日)。

図表 23. 民間最終消費支出（実質）と1人当たり換算値の伸びの比較

（前年比、期間平均、％）



（備考）内閣府「GDP統計」、総務省「人口推計」により作成。

5. まとめ

本稿では、1997年と2014年の増税時における個人消費の動向を振り返るとともに、今回の消費税率引き上げが個人消費に与える影響について見通しを述べた。

過去、消費税率が引き上げられた1997年と2014年のいずれにおいても、消費税率引き上げ前後に個人消費は大きく変動した。こうした変動は、①駆け込み需要と反動減（代替効果）、②消費税率の引き上げにより物価が上昇することに伴う実質所得の減少による効果（所得効果）の2つの要因によって説明できる。特に2014年の引き上げ時には、実質可処分所得の減少が大きく消費を下押しし、その後の消費低迷の一因となったと考えられる。

今回、2019年の消費税率引き上げに際し、駆け込み需要は過去2回の増税時の平均的な規模である2.6兆円（年率）程度と想定される。また、増税後1年間（2019年10-12月期～2020年7-9月期）における家計の実質可処分所得の減少による消費の下押し額は▲1.3兆円（年率）程度と、食料品等への軽減税率の導入や各種給付策が準備されていることもあり、前回、前々回の増税時の下押しと比べると小さな規模にとどまると考えられる（図表24）。

結果的に、今回の消費税率引き上げ時における個人消費のベースラインの見通しとしては、前回、前々回の増税時と比べて増税前の盛り上がりや増税後の落ち込みは小さくなると想定され（図表25）、2019年度は前年比+0.5%程度の増加が見込まれる。しかし、翌2020年度については、経済対策の効果が徐々に剥落することもあり、前年比+0.3%程度の増加と持ち直しのテンポは緩やかにとどまると見込まれる。

もっとも、今回の試算は、あくまでも雇用者報酬など個人消費の動向に影響を及ぼすファンダメンタルな要素や消費税率引き上げ以外のイベントを考慮していないベースラインケースを示したものであり、家計を取り巻く環境によって消費がベースラインより上振れる場合もあれば、下振れる場合もありうる。特に2020年度については、7-9月期に東京オリンピック・パラリンピック開催による盛り上がりが見込まれることから、実質個人消費はベースラインよりも上振れる可能性があると考えられる。

総じて見れば、個人消費の腰折れは回避できる見通しだが、増税前後の個人消費の動きは、増税時の雇用・所得環境や株式市場の動向などファンダメンタルな要素に左右される部分もあり、不確実性が大きい。近年は人口減少のペースが加速するなど構造的に個人消費の伸びが抑制されている面もあり、消費税率引き上げ後の消費の持ち直しが想定よりも下振れるリスクにも注意が必要である。

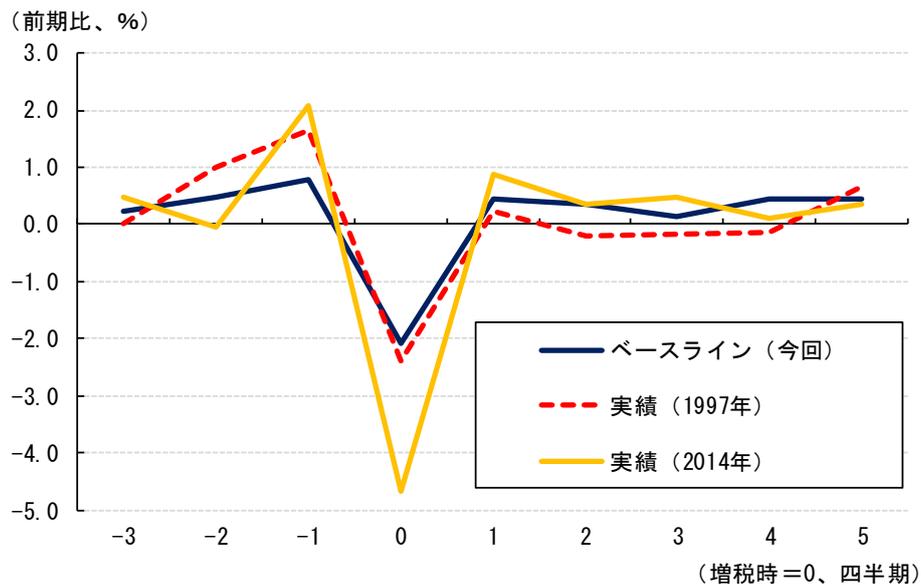
図表 24. 消費税率引き上げによる実質個人消費への影響まとめ（計数表）

（単位：兆円）

		今回 （増税後1年間）	1997年の増税時	2014年の増税時
① 駆け込み需要と反動減		2.6	1.3	3.3
② 実質可処分所得の減少による下押し		▲ 1.3	▲ 3.5	▲ 5.4
内訳	実質可処分所得の減少	▲ 4.0	▲ 4.0	▲ 6.0
	給付措置等	2.6	0.1	0.6
	平均消費性向（%）	0.99	0.91	0.99

（備考） 1. MURC作成。年率換算値。
 2. 給付措置等には軽減税率を含む。増税後1年間は2019年10-12月期～2020年7-9月期までの合計。

図表 25. 過去の消費税率引き上げ前後の消費動向と今回の見通し（四半期）



（備考）内閣府「GDP統計」により作成。実質個人消費は国内家計最終消費支出。

(参考) 自動車関連税制の変更の概要

現在、自動車を購入する際には、消費税のほか、①自動車取得税、②自動車税、③自動車重量税の支払いが義務付けられている。

1 つ目の自動車取得税は、自動車の取得に際し消費税以外に掛かる税である。これまでエコカー減税の対象となってきたが、2019年3月末に現行制度の期限を迎えるため、2019年4月から9月末までは対象が厳格化される形で延長されることとなっている(参考図表1)。その後、自動車取得税は2019年10月をもって廃止され、代わりに自動車税の環境性能割が新設される。今回の変更により非課税となる対象が拡大するため、増税後に購入した方が取得税(環境性能割)の負担が軽くなる車種もあるが、軽減率は2019年9月以前と10月以降で最大でも1.5%と消費税率の引き上げ幅を下回っている。

参考図表1. 自動車取得税の廃止と自動車税環境性能割の導入による税率の変化

○普通車・小型車

			～2019年3月末	2019年4月～9月末	2019年10月～20年9月末	2020年10月～
			自動車取得税		自動車税環境性能割	
EV等			非課税	非課税	非課税	非課税
ガソリン車等	平成32年度 燃費基準	+50%	非課税	非課税	非課税	非課税
		+40%	非課税	非課税	非課税	非課税
		+30%	0.6%	1.5%	非課税	非課税
		+20%	1.2%	1.5%	非課税	非課税
		+10%	1.8%	2.25%	非課税	1.0%
		+0%	2.4%	2.4%	1.0%	2.0%
	平成27年度 燃費基準	+10%	3.0%	3.0%	2.0%	3.0%
		+5%	3.0%	3.0%	2.0%	3.0%
		+0%	3.0%	3.0%	2.0%	3.0%

○軽自動車

			～2019年3月末	2019年4月～9月末	2019年10月～20年9月末	2020年10月～
			自動車取得税		自動車税環境性能割	
EV等			非課税	非課税	非課税	非課税
ガソリン車等	平成32年度 燃費基準	+50%	非課税	非課税	非課税	非課税
		+40%	非課税	非課税	非課税	非課税
		+30%	0.4%	1.0%	非課税	非課税
		+20%	0.8%	1.0%	非課税	非課税
		+10%	1.2%	1.5%	非課税	非課税
		+0%	1.6%	1.6%	1.0%	1.0%
	平成27年度 燃費基準	+10%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
		+5%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
		+0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%

(備考) 国土交通省、各種報道資料により作成。

2つ目の自動車税は、自動車の保有に掛かる税であり、毎年4月1日時点の所有者に対し、普通・小型車は車の排気量に応じて、軽自動車は一律で課税される。今回の変更では、2019年10月以降、最大4500円引き下げられるとともに、名称が自動車税の種別割に変更される（参考図表2）。つまり、自動車税は種別割と先述の環境性能割の2本立てに変更されることになる。自動車税は毎年支払いが義務付けられている税であるため、小型車を中心に消費税率引き上げ後に購入した方が、ランニングコストは減ることになる。

参考図表 2. 自動車税の変更

乗用車		現行	2019年10月～	増税後－現行
総排気量	1,000cc以下	¥29,500	¥25,000	▲¥4,500
	1,000cc超 1,500cc以下	¥34,500	¥30,500	▲¥4,000
	1,500cc超 2,000cc以下	¥39,500	¥36,000	▲¥3,500
	2,000cc超 2,500cc以下	¥45,000	¥43,500	▲¥1,500
	2,500cc超 3,000cc以下	¥51,000	¥50,000	▲¥1,000
	3,000cc超 3,500cc以下	¥58,000	¥57,000	▲¥1,000
	3,500cc超 4,000cc以下	¥66,500	¥65,500	▲¥1,000
	4,000cc超 4,500cc以下	¥76,500	¥75,500	▲¥1,000
	4,500cc超 6,000cc以下	¥88,000	¥87,000	▲¥1,000
	6,000cc超	¥111,000	¥110,000	▲¥1,000
軽自動車		現行	2019年10月～	増税後－現行
一律		¥10,800	¥10,800	¥0

（備考）国土交通省、各種報道資料により作成。

3つ目の自動車重量税は、車の重さに応じて課税される税である。車検の有効期間分を前払いする仕組みとなっており、購入時と車検時に支払う必要がある。エコカー減税の対象となっており、現行制度の期限切れを迎える2019年5月以降、新たな税率で2021年4月末まで運用されることになる（参考図表3）。他の税とは逆に、平成32年度燃費基準+10%～+30%の環境性能の比較的高い車種でエコカー減税が縮小し負担増となるため、2019年5月以前に購入した方が、取得時の負担は抑えられることになる。

参考図表 3. 自動車重量税の変化額

2019年5月以降の変化額	EV等	ガソリン車等								
		平成32年度燃費基準						平成27年度燃費基準		
		+50%	+40%	+30%	+20%	+10%	+0%	+10%	+5%	+0%
0.5トン以下				▲¥1,900	▲¥1,900	▲¥1,900				
0.5トン超1.0トン以下				▲¥3,800	▲¥3,800	▲¥3,700				
1.0トン超1.5トン以下				▲¥5,600	▲¥5,600	▲¥5,600				
1.5トン超2.0トン以下				▲¥7,500	▲¥7,500	▲¥7,500				
2.0トン超2.5トン以下				▲¥9,400	▲¥9,400	▲¥9,400				
2.5トン超3.0トン以下				▲¥11,300	▲¥11,300	▲¥11,200				

（備考）国土交通省、各種報道資料により作成。初回検査時の金額。斜線部は変更がなかった箇所。

参考文献（発表年・五十音順）

- ・ 小川亮・北浦義朗(2006)「1990年代の所得税・消費税改革の厚生評価」, KISER Discussion Paper Series No. 2, 関西社会経済研究所
- ・ 小林航(2014)「駆け込み需要と異時点間の消費選択」, 『CUC View&Vision』No. 37, pp. 18-23, 千葉商科大学
- ・ 内閣府(2014)『平成26年度 年次経済財政報告』
- ・ 内閣府(2015)『平成27年度 年次経済財政報告』
- ・ 宇南山卓(2018)「消費の反動減対策は不要(経済教室)」, 『日本経済新聞』2018年9月26日朝刊
- ・ 日本銀行(2018)『経済・物価情勢の展望(2018年4月)』
- ・ 藤田隼平(2018)「持ち直しの動きがみられる家電販売」, 今週の指標 No. 1190, 内閣府

— ご利用に際して —

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。